

2019.9.19

日本学生ソフトテニス連盟 特別調査委員会

第 1 回 答 申

特別調査委員会委員長 早川 吉尚

1. 日本学生ソフトテニス連盟からの諮問事項と本答申の対象

第 62 回東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会（以下、「本大会」と呼ぶ）において競技規則および大会要項に違反する不正試合が行われたとの報を受け、日本学生ソフトテニス連盟は（以下、「学連」と呼ぶ）、2019 年 7 月 28 日に開催された理事会による決定により、不正試合に関与した選手・審判に学連の主催する競技会への出場停止の暫定処分を課して、その事実を公表した（学連規約 18 条 7 項 5 号に基づく権限の下、公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程 5 条 4 号または 5 号を準用）。

その上で、学連は、本件につき特別調査委員会を設置し（学連規約 19 条）、第一に、学連理事会が決定した暫定処分について、上記処分後に自主的に競技会への出場を自粛している者もいるためそれらの者も含めて対象とすることを前提に、解除すべき期日につき事案を調査した上で結論を出し、学連理事会に報告することを求めた。第二に、今回の不正試合についての実態説明、原因究明および再発防止策につき、理事会に報告することを求めた。

本第 1 回答申は、このうち第一の諮問事項についての特別調査委員会としての結論につき報告するものである

2. 暫定処分の解除及びその期日について

本大会において問題となっている不正行為については、それが実際に行われたのであるとすれば、スポーツマンシップ・フェアプレイの精神に明らかに反するものであると言わざるを得ず、関与した対象選手に何らかの処分が課されることが十分に予測できるものであった。したがって、不正行為が発覚した時点のすぐ後に、さらなる競技会が控えているという状況の下、当該競技会に与え得る混乱等に鑑みて、学連が対象選手に対して出場停止の暫定処分を課したことには十分な理由があると言える。

問題は、この暫定処分の効力をいつまで維持すべきかである。この点、2019 年 9 月 19 日に開催された聴聞会における対象選手等からの弁明の内容、及び、それ以前に集められた証言その他の証拠を勘案する限り、本大会においてなされてしまった不正行為に関しては、スポーツマンシップ・フェアプレイの精神に明らかに反するものであるものの、他方で、学生の悪ふざけに端を発したものであり、程度の差こそあれ著しい悪質性のあるものではなかったと、本特別調査委員会は結論付ける。

その上で、アンチ・ドーピング規則違反行為に対してなされる出場停止処分についての先

例等に照らし、本件不正行為の性質・内容に鑑みると、2019年9月19日現在の段階で、出場停止の暫定処分期間としては十分な長さになっており、したがって、本答申の提出日の後に開催される理事会における決定をもって、本件の暫定処分が解除されることが適切であると、本特別調査委員会は結論付ける。

もっとも、暫定処分の際に準用された公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程6条によれば、「罰則処分を受けたプレーヤー」が活動を復活させるにあたっては、再び本規程に違反する恐れがないことを認める「当該プレーヤーの所属する加盟団体長の認定書」と違反行為をしない旨の「誓約書」の提出が必要である。そこで、各対象選手の暫定処分の解除は、学連の会長がその旨の「認定書」を提出したことを前提に、当該選手が「誓約書」を提出することが停止条件となる。

以上より、上記の条件の下、本答申の提出日の後に開催される学連の理事会で暫定処分が解除されれば、その日以降、対象選手が競技会に出場することは学連からは妨げられないということになる。

3. その他

なお、公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程によれば、「フェアプレーの精神に明らかに反し」「本連盟の登録会員として品位を汚し、また著しく本連盟または加盟団体の名誉を傷つけた」「違反登録会員に対する罰則」は、「本連盟理事会の決定」、すなわち、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下、「日本連盟」と呼ぶ）の理事会により決定されるとされている（同規程5条）。したがって、対象選手の最終的な処分に関しては、日本連盟の理事会の判断に任されることになる。

もっとも、本特別調査委員会としては、本大会において問題となっている不正行為については、その性質および悪質性の程度に照らして、暫定処分に服した期間を控除すると、これ以上の出場停止を最終処分として求める必要はないとの所感を有している。

但しそれは、今回、（自粛も含めた）出場停止の暫定処分に服した対象選手に限ったことである。仮に、実際には不正行為に関与したにもかかわらず、大学部指導者への調査を経た現時点においていまだ発覚していないことから暫定処分に服していなかった選手がいるとすれば、その者については控除されるべき期間がない以上、別途、今回の暫定処分と同程度の出場停止期間をともなった最終処分が下されるべきことは、当然の前提である。

他方、本件の暫定処分については、これに対して不服を申立てる書面が複数提出されているところ、2019年8月5日に開催された学連の緊急理事会は、当該申立てを退ける旨を決定している。本特別調査委員会としては、当該決定に対するさらなる不服申立てが仮にあるとすれば、その不服申立て先は学連の上部団体である日本連盟であると解しており、その旨付言する。

以上